

療養休暇等を不正に取得していた元職員の刑事告訴について

令和4年3月23日
郡山市総務部人事課
担当：宗方 成利
TEL：924-2041
郡山市総務部職員厚生課
担当：遠藤 尚孝
TEL：924-2241

本日付けで、下記により、元職員を刑事告訴しました。

記

1 対象の元職員

在職中の職名・年代・性別 元主査 50代 女性

※健康状況を理由に、令和元（2019）年12月に退職済み（自己都合による依願退職）

2 事件の概要

当該元職員は、在職中、医師による診断書、病状説明書、医療費の領収書を繰り返し偽造して、市に提出し、不正に療養休暇等を取得していました。

また、偽造した医師の証明書を用いて、福島県市町村職員共済組合から支給される傷病手当金を不正に受給していました。

3 不正の内容

(1) 元職員が偽造した書類

診断書 48 通、病状説明書 8 通、証明書 9 通、医療費の領収書 45 通 合計 110 通
（医療機関数は 3 病院分）

(2) 不正が行われていた期間

平成 24（2012）年 6 月から令和 2（2020）年 6 月まで 約 8 年間の間、断続的に
（令和元年 12 月の退職後も傷病手当金を不正受給。）

(3) 不正に取得した療養休暇等の日数

療養休暇 553 日間、病気休職 771 日間 合計 1324 日間

(4) 詐病の内容

脳腫瘍、卵巣腫瘍、卵巣がん、乳管がん、胃がん、突発性難聴等

(5) 不正の動機

本市の聴き取り調査に対し、元職員は次のように供述しました。

「職場に行くのが辛く、とにかく休みたかった。精神疾患を理由に休むと、周りの職員からの目が厳しいと感じ、身体的な病気であればと考え、行ってしまった。」

(6) 偽造の方法（元職員の供述による。）

・自ら、自宅のパソコンで診断書等を作成し、医師の認印は購入して押印した。

- ・病状説明書の内容は、インターネットで医療関係の情報を調べ、作成した。
- ・医師の氏名や診療科は、病院のウェブサイト調べた。
- ・領収書は、本物の領収書の上に、日付・文字を印刷した紙片を貼り付け、コピーを取り、「領収書の写し」を偽造した。

4 発覚の経緯・対処

(1) 発覚の端緒

令和2年6月に、福島県市町村職員共済組合から本市へ、元職員の傷病手当金の請求書類に不審な点があるとの調査依頼がありました。(請求書類に記載の病院について、元職員が保険証を使用して受診したはずの診療報酬請求の記録が無い。)これを受け、調査を開始いたしました。

(2) 事実関係の調査

本市は、元職員がこれまでに市に提出した全書類(資料が残る平成19年度以降の診断書、病状説明書、証明書、医療費の請求書)について、医療機関に照会する等し、その真偽を調査しました。並行して、元職員に事情聴取を実施しました。

調査の結果、平成24年6月以降、断続的に、診断書等の偽造による不正が行われていたことが判明しました。なお、令和2年9月の時点で警察に相談し、その後も相談を継続しておりました。

(3) 不正に対する対処

全容の判明後、令和3年2月、元職員へ、不正に療養休暇等を取得していた期間分の給料(約1,660万円)を全額返納するよう請求しました。

併せて、本件は、退職後に発覚したものではありませんが、在職中における懲戒免職に相当する悪質な行為であることから、支給済みの退職手当(約1,070万円)の全額を返納するよう命ずる退職手当返納命令処分を行いました。

これに対し、元職員は、令和3年10月に、給料と退職手当の全額(計約2,730万円)を市へ返納しました。(共済組合から不正受給した傷病手当金約181万円についても全額返納。)

(4) 刑事告訴

本日付で、郡山警察署へ告訴状を提出しました。

罪状：有印私文書偽造・同行使(刑法第159条、第161条)、詐欺(刑法第246条)

5 関係職員の処分

- ・不正を防止できなかったことについて重く受け止め、再発の防止と服務規律の確保の徹底を図る観点から、総務部長、人事課長、職員厚生課長を厳重注意処分としました。

6 再発防止策

- ・医療費の領収書について、所属長は、原本を直接確認の上、休暇を承認することとします。
- ・これまで以上に、長期間の療休者・休職者について、職員厚生課・人事課の職員が診察に同行する等して病状等を直接確認することとします。診察への同行が困難な場合は、市が直接、医療機関に対して病状等を問い合わせることができるよう職員へ同意書の提出を求めることとし、適切に事実確認を行ってまいります。